

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、産業経済部〔商工政策課（企業誘致室）、観光振興課、国際交流貿易課、農林水産振興課（有害鳥獣対策室）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年 3 月 27 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	堂	前	一 幸

産業経済部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年2月12日（木）

2 監査の対象

産業経済部

商工政策課（企業誘致室）、観光振興課、国際交流貿易課、農林水産振興課（有害鳥獣対策室）、（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項については検討が望まれるので意見を付す。

（1）「みなとまちづくり」の推進、クルーズ客船の誘致について

セレモニーについては、形式的なものにせず常に改良改善するように心がけていただきたい。

（2）農産物直売所の販売について

消費者の利用拡大及び生産者の生産意欲を高めるため、生産者との連絡体制のシステムづくりについて検討をしていただきたい。

（3）合宿誘致事業について

団体のスポーツクラブや文化クラブの受け入れは、関係機関とのタイアップに努めていただきたい。

（4）職員の年休取得について

国でも、年休を最低5日取得するように勧めており、健康維持管理ができ

る環境づくりに努めていただきたい。

5 各課等の予算執行状況は別表 1～4 のとおりである。